令和８年（フ）第２７５号
福岡県久留米市北野町今山862番地35
債務者　上迫亜紀子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２８６号
福岡県久留米市梅満町926番地２　プライマリー花畑駅西305号、前住所福岡県久留米市諏訪野町1810番地６　パステル12　401号
債務者　オノ　ベバリー　フェイ　フランシスコ（ＯＮＯ　ＢＥＶＥＲＬＹ　ＦＡＹＥ　ＦＲＡＮＣＩＳＣＯ）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１７１号
北海道旭川市５条通23丁目2197番地　ハイツ５．23　２Ｆ７号室
債務者　相川　　弘
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月27日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４９９６号
大阪府枚方市池之宮１丁目17番68号
債務者　武藤　真白（旧姓森若）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第１４４号
茨城県つくば市谷田部6229番地１、前住所茨城県稲敷郡阿見町うずら野一丁目26番地22
破産者　中村　慎吾
1　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
2　一般調査期日　令和９年１月28日午後１時30分
令和８年10月14日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第１９号
三重県伊賀市平野城北町151　フェリース城北102　城崎方、開始決定時の住所三重県伊賀市佐那具町304番地
破産者　小端　幸司
1　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
2　一般調査期日　令和９年１月14日午前11時30分
令和８年10月14日　　津地方裁判所伊賀支部

令和７年（フ）第２０号
三重県伊賀市佐那具町58番地の１
破産者　阿山コンクリート工業株式会社
1　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
2　一般調査期日　令和９年１月14日午前11時30分
令和８年10月14日　　津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第６４号
滋賀県草津市笠山三丁目18番37号、住民票上の住所滋賀県湖南市若竹町１番地34
破産者　山元　辰也（旧姓山川）
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月22日午前11時
令和８年10月14日　　大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８４号
神戸市北区有野中町３丁目13番７－102号、申立時の住所神戸市北区藤原台中町６丁目15番２号
破産者　山口　健吾
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月20日午前10時
令和８年10月13日
神戸地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

令和５年（フ）第１７２８号
大阪市中央区淡路町４丁目３番10号ＴＭＭビル２階
破産者　丸松株式会社
1　期日　令和８年12月７日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３９４号
大阪府守口市京阪本通２丁目16番21号寺田ビル
破産者　株式会社マトリクス
1　期日　令和８年12月21日午後２時50分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３９５号
大阪府枚方市山之上５丁目27番45号
破産者　有限会社マウントファイブ
1　期日　令和８年12月21日午後２時50分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和７年（フ）第４３４号
宮崎市清武町加納甲2364番地１　オアシス加納203号
破産者　倉田　英之
異議申述期間　令和８年11月26日まで
令和８年10月15日　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１１６５号
千葉県市川市行徳駅前４丁目22番22―610号（グランカーサ行徳）
破産者　藤森　　藍
異議申述期間　令和８年12月３日まで
令和８年10月８日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１６４号
千葉市中央区道場北１丁目４番２－１号　ｔｈｅ　ＣＬＡＳＳ102号
破産者　植草　沙奈（旧姓中島）
異議申述期間　令和８年12月７日まで
令和８年10月９日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９４９号
千葉市中央区星久喜町1210番　市営住宅第１団地３－308、住民票上の住所千葉市中央区大巌寺町343番地４　コーポ東台Ｂ棟203号
破産者　千葉　稜介
異議申述期間　令和８年12月９日まで
令和８年10月８日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６９２号
愛知県半田市岩滑中町３丁目106番地　ＭＡＩＳＯＮＥＴＴＥＬＡＮＤ半田口駅101号、従前の住所愛知県半田市郷中町２丁目31番地の１
破産者　鈴木　椎音（旧姓五藤）
異議申述期間　令和８年12月９日まで
令和８年10月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３３５９号
大阪府箕面市稲１丁目13番７－207号
破産者　Ｐｅｎｔａｓこと　永野　由紀
異議申述期間　令和８年12月９日まで
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３９６号
大阪府豊中市曽根南町１丁目２－19
破産者　株式会社ＴｏｂｅＲｅｂｏ
異議申述期間　令和８年12月９日まで
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３９７号
大阪府豊中市浜３丁目14番３－104号
破産者　上平　敦之
異議申述期間　令和８年12月９日まで
令和８年10月14日
大阪地方裁判所第６民事部